

# 第3次中種子町定員管理適正化計画

(H28～H32)

平成28年3月

中 種 子 町

## 1 定員適正化計画策定の目的

中種子町では、職員定員管理を計画的に進めるための基本的な方針として、平成17年4月に「中種子町定員適正化計画」を策定、平成18年12月に見直しを行い、行政改革大綱及び行政改革実施計画を基本に、簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、地方分権や複雑多様化する行政需要に対応しながら、厳しさを増す町財政の現状を踏まえ、定員管理の適正化に努めてきたところである。

近年、地方分権の名のもと、国、県が所管していた事務や権限が、住民により身近な存在である市町村へ移譲されている。

さらに、情報化が進み、自治体職員に対する住民ニーズは複雑化、多様化しており、さらなる意識改革と能力向上が求められている。

本町では、職員一人ひとりの能力向上をさらに図りながら、組織の運営についても、より簡素で効率的であることを目標に、これまでの定員管理の実績や今後の行政需要の動向等を勘案し、将来においても複雑化・多様化する住民ニーズに対して、最大の財政効果があげられるよう、時代に適合する定員管理の適正化を図るものである。

職員数の推移（平成27年4月1日現在）

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
町長部局	139	131	129	124	123	121	119	116	116	114
議会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
教育委員会	20	18	17	16	16	16	16	16	16	16
選挙管理委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監査委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農業委員会	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
計	168	157	154	148	147	145	143	140	140	138
特別職	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

## 2 定員管理の現状分析

### (1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

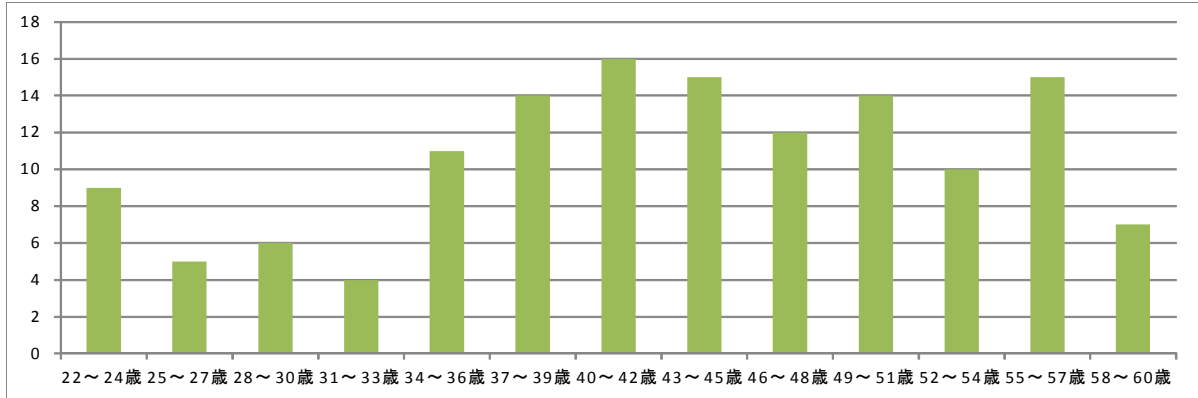
部 門	区 分	職 員 数 (人)					対前年増減数 (人)						
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平23	平24	平25	平26	平27	
普 通 会 計	一 般 行 政 関 係 を 除 く	議 会	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
		福 祉 総 務	32	30	30	30	29	29	▲2	0	0	▲1	0
		税 務	11	11	11	10	11	10	0	0	▲1	1	▲1
		農 林 水 産	25	25	25	24	24	24	0	0	▲1	0	0
		商 工	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
		土 木	13	13	13	13	12	12	0	0	0	▲1	0
	小 計	84	82	82	80	79	78	▲2	0	▲2	▲1	▲1	
	福 祉 関 係 社 小 計	民 生	24	24	23	23	23	22	0	▲1	0	0	▲1
		衛 生	8	8	8	9	9	9	0	0	1	0	0
	一 般 行 政 部 門 計	116	114	113	112	111	109	▲2	▲1	▲1	▲1	▲2	
教 育	17	17	17	17	17	16	0	0	0	0	▲1		
消 防							0	0	0	0	0		
普 通 会 計 計	133	131	130	129	128	125	▲2	▲1	▲1	▲1	▲3		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院							0	0	0	0	0	
	水 道							0	0	0	0	0	
	下 水 道	6	6	6	5	6	6	0	0	▲1	1	0	
	交 通							0	0	0	0	0	
其 他	9	9	8	7	7	7	0	▲1	▲1	0	0		
公 営 企 業 等 会 計 部 門 計	15	15	14	12	13	13	0	▲1	▲2	1	0		
総 合 計	148	146	144	141	141	138	▲2	▲2	▲3	0	▲3		

※職員数は、平成22年度地方公共団体定員管理調査に基づき、教育長を含み、一部事務組合職員を除く。H22は県後期高齢者医療広域連合への派遣者を「総務」に含む。

- ◆ 第1次の定員適正化計画では、平成17年4月1日の職員数182名を基準として、平成22年4月1日までに26名の削減（△14.29%）を目標とし実施してきた。この間、組織や人員配置の改革及び新規採用者抑制とする計画の中、勧奨退職者を含む退職者数の増、さらには平成20年度の福祉施設民営化等により、平成22年4月1日現在における職員数は148名（教育長含む）で計画目標職員数より9名の減員となった。

### (2) 一般職職員の年齢構成（平成27年4月1日現在）

年 齢 層 (歳)	22～ 24歳	25～ 27歳	28～ 30歳	31～ 33歳	34～ 36歳	37～ 39歳	40～ 42歳	43～ 45歳	46～ 48歳	49～ 51歳	52～ 54歳	55～ 57歳	58～ 60歳	合 計
男 (人)	6	3	6	2	7	7	11	12	9	9	6	14	6	98
女 (人)	3	2	0	2	4	7	5	3	3	5	4	1	1	40
計 (人)	9	5	6	4	11	14	16	15	12	14	10	15	7	138



◆ 職員の年齢構成を見ると、31歳から33歳まで4名（約3%）、25歳から27歳まで5名（約4%）と不均衡な年齢層があり、新規採用を抑制していたこともあり、若年層が極端に少ない。

このことは、偏った年齢層が定年退職を迎えた後に、中堅を担う職員数が不足することが予測され、将来的な町行政運営への影響が懸念される。

### 3 類似団体別職員数による比較分析

「類似団体」は、全ての市町村を、その人口規模と産業別就業人口構成比により、指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区、町村の各類型（類似団体）ごとに分け、類型ごとに加重平均による人口1万人当たりの職員数を算出し、指標とするものである。

（県内類似団体との比較）

（平成25年3月31日現在）

	類団区分	人口	職員数	職員一人当たりの人口	一般行政職	一般行政職員1	人口1万人当たり
						人当たり人口	一般行政職員数
東串良町	町村 II-0	7,023	92	76	69	102	98.25
南大隅町	町村 II-0	8,774	131	67	93	94	105.99
錦江町	町村 II-0	8,686	142	61	105	83	120.88
中種子町	町村 II-0	8,573	141	61	112	77	130.64
南種子町	町村 II-0	6,051	122	50	93	65	153.69
屋久島町	町村 III-2	13,503	189	71	137	99	101.46
喜界町	町村 II-0	7,785	162	48	101	77	129.74
伊仙町	町村 II-0	7,119	130	55	90	79	126.42
与論町	町村 II-0	5,482	108	51	84	65	153.23
知名町	町村 II-0	6,527	138	47	100	65	153.21
天城町	町村 II-0	6,512	131	50	108	60	165.85
和泊町	町村 II-0	7,075	147	48	115	62	162.54

※本町は人口5,000人以上10,000人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%未満団体の「Ⅱ-0」に属する。屋久島町は、人口が10,000人以上の「Ⅲ-2」に属するが参考に掲載した。

◆県内類似団体における比較では、その多くが本町と同じ離島であることも考慮する必要がある。本土内3町の内、2町は町村合併を行った町であり、どちらも合併後、職員数については年次計画により削減を行っている。本町においても、これまでの行政改革により大幅な削減を実施しており、概ね平均的な数値となっている。

部門別職員数の比較

(平成27年4月1日)

大部門	職員数	単純値による比較		修正値における比較	
		単純値	超過数	修正値	超過数
議 会	人 2	人 3	▲ 人 1	人 3	▲ 人 1
総 務	29	32	▲3	36	▲7
税 務	10	8	2	8	2
民 生	22	25	▲3	26	▲4
衛 生	9	11	▲2	13	▲4
労 働					
農 林 水 産	24	15	9	14	10
商 工	1	4	▲3	3	▲2
土 木	12	9	3	12	
一般行政計	109	106	3	115	▲6
教 育	17	22	▲5	24	▲7
消 防		1	▲1		
普通会計計	125	129	▲4	139	▲14
病 院					
水 道	6				
交 通					
下 水 道					
そ の 他	7				
公営企業等会計	13				
会 計	138				

単純値＝大・中部門別の人口1万に当たりの職員数の平均値

(例) 議会・総務・民生・農林水産・土木等

修正値＝小部門別の人口1万に当たりの職員数の平均値

(例) 総務一般・管財・防災・戸籍・農業・林業・商工等

※平成26年度地方公共団体定員管理調査に基づく、「類似団体別職員数の状況」の定員管理診断表により分析した数値。

◆部門別職員数の比較では、まず、税務職員の増が見られる。これは、管理収納体制の強化と、地籍調査結果を課税に反映させるための増員を図ったためである。また、農林水産部門においては、本町の基幹産業である農業全般にわたる施策や事業の拡充を推進するための措置である。両部門についても、今後は効率化を図り、スリム化できる事業の選定が必要と思われる。

4 あらたな定員管理適正化計画

(1) 基本的な考え方

従前の中種子町定員管理適正化計画において目標とした職員数は、退職者の

不補充や事務事業の再編等により、減員目標を超える定員管理が達成された。

今回策定する、第3次中種子町定員管理適正化計画では、町民ニーズに的確に対応しながら、住民に絶えず安定した行政サービスを提供するための組織と質の高いサービスを生み出し、町づくりに貢献できる職員を育成する。

地域の実情を考慮しながら、住民サービスの低下をまねかないよう十分に配慮するとともに、事務事業の簡素合理化、効率的な組織の見直しや人員配置、臨時雇用職員などの適切な活用を図る。また、平成28年から30年までの大量定年退職により事務事業の停滞が懸念されるため、財政状況等勘案しながら、計画的な人材育成に努め、定員管理の適正化を推進する。

なお、財政状況に伴う定員管理の再考はもとより、権限委譲の進展や新たな行政需要の発生、消滅等が生じた場合は、柔軟な対応により、必要に応じて計画を見直すこととする。

(2) 計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

(3) 定員適正化の方法

定年退職者数に対する補充については、将来的な事務事業のバランスを考慮した組織としての適切な年齢構成を基本に置きながら、行政需要の状況を踏まえ、次に掲げる事務事業の見直しを計画的に推進する。

①組織機構の見直し

制度改正に伴うものを基本に、積極的な組織機構の見直しを行う。常に簡素で効率的な組織や人員配置などの在り方を検証し、係の統廃合、事務分担等効果的な運営を行う。

②民間活力の導入・活用

行政が直接行う必要性、住民サービスに与える影響、コスト等を考慮し、民間に委託等した方が効率的、効果的に業務が行えるものは、さらなる積極的な民間活力の活用を推進する。

また、施設の運営管理について、積極的な研究を行い、指定管理者制度のさらなる導入を検討する。

③臨時職員等の活用

軽微な業務における臨時職員の活用と併せ、組織機構の見直しに伴う、正規職員の代替補充については、必要に応じて臨時職員を活用し、職員の削減を図る。

また、安易な臨時職員の配置による業務の分散化を防ぎ、各係が一体となった業務改善を検討し、住民サービスの低下をまねかないよう留意する。

④人材の育成

複雑化する社会情勢や住民要望など、職員への専門的知識が常に求められており、職員一人ひとりの高い動機付けによる人事評価を実施して、やる気と能力を最大限に発揮できる職場環境の醸成が必要である。

技術的専門性ととともに、地方自治体職員としての幅広い行政需要に対応できる人材育成を基本に、公務能率の向上を推進する。

#### (4) 定員管理計画

これからの定員管理計画については、これまでの行政改革に伴う職員の削減や、中堅を担う職員数の不足・権限移譲、複雑多岐に渡る行政への住民ニーズは、質の高さが求められるため、これ以上の職員削減は難しい。

また、子育て支援のため、待機児童を解消するため、平成28年度保育士1名の増とし、研修や介護保険事業の制度見直しや、町民の健康管理等を考慮した専門職員等の増員も視野に入れメリハリのある定員管理を行う。

#### ◆年度別職員増減目標数（普通会計＋公営企業等会計）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
年度当初職員数	138	140	141	141	141	141
内新規採用職員数	1	6	6	8	6	1
中途採用職員数	1	2				
年度退職者数	5	7	8	6	1	4
年度末職員数	134	135	133	135	140	137
増減数		2	1	0	0	0

平成28・29年度増減数4名は、前年度不補充1名・県庁派遣1名・保育士1名による増員

#### ◆会計等別目標職員数

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
全職員数	144	146	149	149	149	148
普通会計＋公営企業等会計	138	140	141	141	141	141
普通会計部門職員数	125	127	128	128	128	128
公営企業等会計職員数	13	13	13	13	13	13
一部事務組合等職員数	6	6	7	7	7	6

一部事務組合等職員数の平成29年度から平成31年度は、県後期高齢者医療広域連合への派遣（1名）のため増